

◆トライアル雇用助成金の概要

コース	雇い入れる労働者	対象期間	支給額
一般トライアルコース	以下のいずれかに該当する求職者を、公共職業安定所等の紹介により原則3か月のトライアル雇用をすること ①公共職業安定所等の紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している者 ②紹介日の前日において、離職している期間が1年を超えている者 ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、紹介日の前日において安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者 ④紹介日において満55歳未満かつ安定した職業に就いていない者で、ハローワーク等において担当者制の個別支援を受けている者 ⑤生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者	対象者のトライアル雇用に係る雇入れの日から1か月単位で最長3か月	対象者1人につき月額4万円*1 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人につき月額5万円
障害者トライアルコース	障害者雇用促進法に規定する障害者のうち、以下のいずれかに該当する者を、公共職業安定所等の紹介によりトライアル雇用し、その期間について雇用保険被保険者資格取得の届出を行うこと※2 ①紹介日において就労の経験のない、職業に就くことを希望する者 ②紹介日前2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある者 ③紹介日前において離職している期間が6か月を超えている者 ④重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者	対象者が精神障害者の場合 助成期間：最長6か月 トライアル雇用期間：原則6～12か月 上記以外の場合 助成期間：最長3か月 トライアル雇用期間：原則3か月（テレワーク勤務の場合最長6か月まで延長可）	対象者が精神障害者の場合 雇入れから3か月間：対象者1人につき月額最大8万円 雇入れから4か月目以降：対象者1人につき月額最大4万円 上記以外の場合 対象者1人につき月額最大4万円

コース	雇い入れる労働者	対象期間	支給額
障害者短時間トライアルコース	継続雇用する労働者としての雇入れを希望し、障害者短時間トライアル雇用制度を理解したうえで、障害者短時間トライアル雇用による雇入れについても希望している精神障害者または発達障害者を、公共職業安定所等の紹介によりトライアル雇用すること 雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、障害者の職場適応状況や体調等に応じて、期間中に20時間以上とすることを旨とする	3～12か月	対象者1人につき月額最大4万円（最長12か月）
若年・女性建設労働者トライアルコース	35歳未満の若年者または女性を建設技能労働者等として一定期間トライアル雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースまたは新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主を助成（若年・女性建設労働者の入職・定着の促進を目的とする）	最長3か月	対象者1人につき月額最大4万円（最長3か月・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合は2.5万円）
新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース	紹介日において離職しており、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1週間の所定労働時間が30時間以上で一定期間トライアル雇用すること	雇入れの日から1か月単位で最長3か月	対象者1人につき月額最大4万円（事業主が雇用調整助成金を受給していない等の場合は5万円）
新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース	紹介日において離職しており、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用による雇入れを希望している者であって、トライアル雇用制度を理解した上で、トライアル雇用による雇入れについても希望している者）を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満で一定期間トライアル雇用すること	雇入れの日から1か月単位で最長3か月	対象者1人につき月額最大2.5万円（事業主が雇用調整助成金を受給していない等の場合は3万1,200円）

※1 トライアル雇用に係る雇用期間が1か月に満たない月がある場合等については実際に就労した日数に応じた規定の支給額が支払われる。

※2 いずれの場合も、本人が継続雇用する労働者としての雇入れを希望し、障害者トライアル雇用制度を理解したうえで、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望していることが条件となる。